会 議 録

会議の名称	平成29年度 第1回弘前市社会福祉問題対策協議会
開催年月日	平成29年10月25日(水)
開始・終了時刻	午後2時から午後3時30分まで
開催場所	弘前消防本部 3階 大会議室
議長等の氏名	葛西 久志
出 席 者	弘前市社会福祉問題対策協議会委員 葛西久志 外 14 名
欠 席 者	無し
事務局職員の 職 氏 名	健康福祉部長 赤石 仁 健康福祉部理事兼福祉事務所長 須郷 雅憲 福祉政策課長 今 敏行 福祉政策課長補佐 秋田 美織 主幹兼総務係長 田澤 千佳 総務係専門員 須藤 悟 総務係主事 中畑 まどか 総務係主事 千葉 勝博
会議の議題	「(仮称) 要配慮者の防災マニュアル」の作成について
会 議 結 果	別紙会議録のとおり
会議資料の名称	第1回弘前市社会福祉問題対策協議会資料

会議内容

(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)

司会

定刻となりましたので、会議に先立ち今春の人事異動などにより委員が交代となりました。まず、協議会委員の委嘱状交付を執り行います。

山本副市長から委嘱状の交付がございますので、その場にご 起立ください。なお、任期は、弘前市社会福祉問題対策協議会 運営規則第2条1項に基づき、前任者の残任期間となります。

【委嘱状交付】

司会

ただ今から、平成29年度第1回弘前市社会福祉問題対策協議会を開催いたします。

開会にあたり、山本副市長から挨拶があります。

山本副市長

皆様、こんにちは。

弘前市社会福祉問題対策協議会の開催に当たり、ご挨拶申し 上げます。

皆様には、日頃から市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

また、本日、委嘱された方々には、委員への就任を快くご承 諾いただきましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。 ありがとうございます。

当協議会は、本市の社会福祉に関する問題を協議し、今後の施策の充実につなげることを目的に、市の附属機関として設置してございまして、近年は、災害時における高齢者や障がい者など特に配慮を必要とする方、いわゆる要配慮者に対する支援のあり方をテーマに協議しております。

当市の災害時における要配慮者支援につきましては、市内の 社会福祉法人などと「福祉避難所の確保に関する協定」を締結 しているほか、本年度には、委員の皆様から頂戴したこれまで のご意見や、福祉避難所の運営方法などを定めたマニュアル等 を基に、「要配慮者の防災マニュアル」を作成している所でござ います。 当市では、福祉避難所の開設すること自体はございませんが、 昨今、自然災害においては、様々な事象が発生してございます。 先日も、台風がたまたまそれたということで、通過した所では 大変な被害があったということでございまして、平時からの取り組みが肝要であると強く感じている所でございます。こうしたことから、本日の報告の中で説明いたします、本年度、福祉 避難所の開設訓練を実施しまして、災害時などへの備えとし経験を積み重ねているところでございます。

委員の皆様におかれましては、災害時における要配慮者支援 のあり方につきまして、ご忌憚のないご意見やご助言を賜りま すようお願い申しあげまして、挨拶といたします。

司会

山本副市長は公務のため、ここで退席いたします。

【山本副市長退席】

司会

協議に入ります前に、本年度第1回目の協議会でございますので、ご出席の委員の皆様と職員の紹介をさせていただきます。

【委員紹介】

【職員自己紹介】

司会

それでは、次第にしたがい、進めてまいります。ここからは葛西会長に進行をお願いいたします。

会 長

会長の葛西です。

本日の会議は予定ですが、3時30分頃を目途に会議を進めてまいります。ご協力のほどお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思いますが、 まず、次第の4、報告事項について事務局から説明をお願いい たします。

秋田補佐

では私から、報告、福祉避難所開設訓練の実施結果についてご説明させていただきます。

【福祉避難所開設訓練の実施結果について】 〈資料に基づき説明>

ありがとうございました。昨年度、松山荘という岩木地区で訓練を行って、今年度は静光園という街中での訓練でしたが、何かしら問題はなかったのかなど、忌憚のないご質問等お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

会 長

私の方からお聞きしてもよろしいですか

昨年度は岩木地区の農村地域という、今回は市街地という、 この辺の地域の違いというか、意図的に変えたと思うんですが、 その辺の狙いと結果がどうなったか、分析ができていますでし ようか。

秋田補佐

昨年の会場は郊外ということもあって、広さが十分に確保された場所であったと思います。それは福祉避難所として十分なだけでなく、訓練に当たっても、見学者の方も余裕をもって観覧できる場所であったかと思っています。今年度は、都市部の中の限られたスペースの中で実施したわけですけれども、福祉避難所の協定を結んでいる施設の多くは、こういった限られたスペースの所がほとんどであり、より実態に即した訓練となるように、別な形での場所を選定いたしました。

会 長

秋山委員どうぞ。

秋山委員

確か、昨年度の会議では、一次避難所の中にも、場所を変えて福祉避難所に似たようなスペースを設けるという形もできるという説明であったが、それは今回やらなかったんですか。

秋田補佐

今回、そういう形の訓練はしておりませんが、仕組みといたしましては、指定避難所の中に、そういった配慮が必要な方々を別にする部屋を設けるということは現在も継続して想定している所でございます。

秋山委員

当然、48法人、91施設に入りきらないような場合も起こりうると思いますので、一次避難所の中で選択できるのであれば、それはそれで良いと思いますが、一次避難所の中にもそういうスペースを、一教室でいいので、そういうことができる、ということを計画の中に入れておいた方がいいかな、と思います。

秋田補佐

はい、ありがとうございます。考えさせていただきます。

おそらく、検討事項の所の福祉避難室の所で触れるかと思います。

他にいかがでしょうか。

小野委員

いわゆる福祉避難所の所ででた時に、いわゆる、聞取りをするということになっておりますが、聞取りの対象者をちょっと見てみますと、昨年も今年も、車いす利用者と認知症者の二つの形を想定している。これはこれでダメということではないが、いわゆる要支援者の方はこれ以外にも多種に渡るわけで、もし良ければ、今後、種類を増やすとか、変更してみるとかしてみてはどうか。もう少し、別口のものを増やしてみるとか、やってみるのも必要でないのか。

実際、運営委員の方々も、実際発生した時には避けられない。 そういうことを想定した、訓練も必要なのではないかと感じま した。

秋田補佐

ありがとうございます。ご指摘のように他に配慮の必要な 方々、障がい者の方であったり、乳幼児をお持ちのお母さんで あったり、妊産婦の方であったり、様々な想定をして有事に備 えてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

赤石部長

それでは若干ご説明申し上げます。今回ですね、先ほどご質問にもございました、郊外部と違って市街地で訓練を行ったということは、やはり、実体に即した動きを検証できて大変良かったと我々は思ってございます。

それで、実際、福祉避難所を利用される方は、まずは(一般の避難所)指定避難所に来た方でございます。秋山委員がおっしゃるように、教室で例えば、福祉避難室というのを指定避難所の中に一室設けたら、授乳が必要な妊婦さんなどそちらの方へ。更にそこで、もうちょっとケアの必要な人は福祉避難所を利用していただくということで、搬送されてくるわけでございますけれども、今回の訓練では、車いすや身体に障がいをお持ちの方の他に、ハルンバッグ(蓄尿袋)を使用している方の聞取りをしまして、他に施設の中で飲食に関して聞取りします。食べ物にアレルギーがあるか聞取りして、誤飲性があるか、柔らかい食事でなければだめか、その辺を聞取りしながら対応して行きます。

今年で2回目になるが、3回目4回目になれば、もうちょっとよくなるのかなと、私、思っていますので、今後、いろいろ

検討して参りたいと考えております。

会 長

確かに訓練をした後で評価しなければならないことも出てくると、今のお話しで思いました。

他にいかがでしょうか。

三浦委員

今、赤石部長さんから出ました、アレルギーや咀嚼(そしゃく)の問題などそれは施設が得意とするところですので、利用される方には大変いいことだと思っております。ただ、時間的に災害は、時間を問わずにやってくるので、福祉施設でも夜は本当に人手が少ないのです。そういう時の人の手配などをどのように計画されているのか教えてください。

秋田補佐

夜間の想定でございますが、一旦は、指定避難所における、 福祉避難室で体制が整うまで待機していただくというのが現実 的かと思います。例えば、電話回線が通じないという場合にも、 福祉避難室で待機していただくということも想定されますの で、速やかに福祉避難所を開設する必要はもちろんございます けれども、十分な人材とか、備蓄品の確認がとれたうえで、受 け入れをするというのが前提になりますので、夜間、人材の調 わない状況のなかでは、福祉避難室での待機をお願いすること になろうかと思います。

赤石部長

別にどこどこの避難所から特定の所にということではございません。まず、避難所にそういう方がいらっしゃいましたら、施設側で受入れできるか、まず、確認します。こういう方が〇名いますけども受入れ可能ですかということで、施設の方では集まっていただく、施設長さん以下、今、こういうような連絡が、避難所(市から)から来たけれども、当施設で受入れ可能ですかということで、例えば、食糧の備蓄はどのくらいありますか、ベッド予備はありますかとか、その辺を確認して、受入れ可能であれば、避難所に返していただいて、「わかりました、それでは〇名移送を開始いたします」、ということで確認を取ってまいりたいと考えております。

朝方とか夜中などで受入れできないところは、避難所のほうで、別に見守りをしながら別の施設に打診して参りたいと思います。

他にいかがでしょうか。 木村委員いかがでしょうか。

木村委員

避難場所に避難された方々以外に、避難者がなかなか(自分のことを)説明できないということを考えると、民生委員や町会役員を想定されて手配したという考えなのでしょうか。これは、東日本大震災の時にこの問題があって、本人よりもむしろ隣近所の方のほうが本人よりも(きちんと)覚えていた、ということから、町内の民生委員や町会役員とかの町会の、案外、町内の世帯をよく知っている人あたりも考え方に適しているという考え方はどうでしょうか。

赤石部長

木村委員おっしゃる通り、想定される要支援者というのは、 高齢一人暮らしというのが1番多く想定されてございます。

その方々に寄り添って、支えているのは民生委員さんだと思ってございますので、まず、見守りが必要な方々が町会のどこにいらっしゃるのか、そういう情報は民生委員さんにお願いしてございます。今回、想定した中にも、搬送される人の付添は民生委員さんが連れてきたという想定も訓練を行っておりますので、実際に即して動くのは民生委員さんにお願いせざるを得ないのかと思っています。

会 長

この後、検討事項の中にもあるのですが、避難行動要支援者 名簿というのを作って、その名簿を作るにあたっても民生委員 さんの力をお借りしなければいけないことがありますので、ど うしても民生委員さんの力が必要になると私も思っています。 他にどうでしょうか。

文字だけではイメージしづらかった部分もあると思いますが、このあと、第3回、第4回と訓練を続けてゆくと思います。今出てきた意見として、対象者、これまでは、高齢者中心であり車いすですとか、そういう方々を中心にして参りましたが、その辺を障がい者や他の人たちを対象者として考えた場合の想定をやってみてはということと、シートの聞取りの内容ですよね、今回は「嚥下」というか食べ物の状態はどうかということも含めたということでしたが、今度、行う時はシートの内容と同時にシートをきく、いわゆる、コーディネーターのスキルアップをどうするのかが大きな課題だと思います。

一回目から民生委員の可能性があったかと思います。その辺

のスタッフの聞取りがうまくいけば、時間がかからずにスピーディに進むかと思います。今後、訓練の中で増やし行くと思います。あとは、訓練を重ねて行くこと、継続してゆくことがとても大事だと思います。ぜひとも、訓練を3回目4回目続けていって欲しいなと思います。

会 長

この件につきましてはよろしいでしょうか。

それでは続きまして、次第5の協議事項に事務局から説明を お願いしたいと思います。

秋田補佐

説明【「(仮称)要配慮者の防災マニュアル」の作成について】 <資料に基づき説明>

会 長

事前にお配りして目を通した中で、気になった点などございましたら、忌憚のないご質問をお願いします

もともと、開設のマニュアルができて、その後、この会議で やはり、要配慮者の防災マニュアルが必要でないかということ で、今回こういったものが出来たわけですが、これは、概要版 にしていく一つのたたき台と考えておりますので、「書いてない よ」とか「疑問」に思う点がございましたら、よろしくお願い いたします。

秋山委員から手があがりました。

秋山委員

これを見たときに、細に入り良く書いたものだと感心しておりました。医師側から見れば、患者さんが来た場合、この患者さんはどういう患者さんなのか、ということが、一番に必要なんです。薬から状態とかぜんそくがあるか、何があるかなど、そういうことを考えて行きますと、いわゆる、医療側から見た、必要な条件というか、状態ですね。それを一つ一つばらばらにして持っておくというのはどうなんですかね。何か一つの袋に入れたりして、その辺を整理整頓しておいて、直ぐ避難する時、持っていけるようにしておけば、いいんじゃないかと考えております。

会 長

携帯方法ですよね。この中にあった方がいいのではないか、 今後、秋山委員の方で考えてくださるということで。

他に何か考えていることなどありますか。

秋田補佐

ご指摘ありがとうございます。例えば、資料2の9ページの上から2行目、特にここは、内部障がいの方とか難病患者の方、医療の対応が特に必要な方の部分でございます。が、9ページの上から2行目、薬や注入薬の名前、利用頻度、症状や処置、かかりつけ医などの連絡先などを常時携帯しのあたりから、障がい者手帳を所持できるよう常に携帯しましょうまでと、それに加えて、それらを一まとめにして、直ぐ持ち出せるようにしましょう、という表現を加えるよう検討して参りたいと思います。

小野委員

今の部分に関連するのですが、「持ち出ししましょう。」と言っても、実際、その場になれば、何を持って行けばいいのか、いちいち文章など読んでいられないと思うんですよね。別の例か何かでちょっと見た記憶があるのですが、非常用持ち出し袋というのを民間でも売っています。けれども、ああいったものの中に、表書きに、例えば、市の証明書だとか、健康保険証とか、そういった項目を全部、羅列しておくんですね。そうすると、自分の所にあるやつはどれどれだというのが、それを見れば直ぐ判る。それを全部袋に詰めるんだよというような作業をさせればですね、袋を見れば、もうだいたい持ってゆくものがすぐ判る。忘れ物はないよ、という形になるんだろうな、と思うので、そういった非常持出袋みたいなものを、例えば、弘前市が作って配布するとかですね、そういったことを検討してもらってもいいのかなということを感じは致します。

会 長

いかがでしょうか、今のご意見。事務局側の方で何かありますか。

秋田補佐

非常持ち出し品の例が要配慮者の防災マニュアルの冒頭にございますけれども、これを持出袋の中身はこれこれというふうに列記するよりは、解りやすいなと感じております。検討してまいります。ありがとうございました。

会 長

牛田委員お願いします。

牛田委員

非常に良くまとめられていると思いますが、この内容が最終的にどういう形で出来あがるのかというところで、質問というかお聞きしたいのが、いわゆる、マニュアル化というのも、もう少しマンガ化というか、絵とかイラストなんかでつくること

ができるのかなと、という問いに参考になるか、先日、お風呂屋さんに行ったんですけど、例えば、外国の人なんかに、異国のお風呂に入る前には、湯船に入る前に体を洗うとか、足、濡れたまんまで出てきてはいけない、とか、そういったこととか、マンガで描いてあるんですよ。そうすると外国人でも、これは解るだろうと思うような内容だったので、そういう、答えの落とし込みとか、お考えになっているのでしょうか。

会 長

事務局どうでしょうか。

秋田補佐

特にですね、これ今、全体版ということで、お示しをいたしました。この後で作成する、概要版につきましては、ご指摘のように、マンガであったり、図示したり、解りやすいものにするという工夫を特にして参りたいと考えております。

(発行する)部数も少なく、特に、一般の中というか、民生委員さんであったり、詳しい情報がまず必要な方については、今の全体版を、また、当事者の中で判断能力に欠けていたりするような方については、概要版で最低限のことを判りやすくお示しするという方法を検討しております。

会 長

他にいかがでしょうか。

今回、いろんな(自治体の)ホームページで概要版が出ていますので、そういうHPをご覧になれば、私も京都市の概要版が出ておりまして、非常に絵が多くて解りやすかったかなと思います。

ぜひ、弘前もそういうものが出来ればなと思っております。 他にいかがでしょうか。

今後の全体版の予定、プロセスとしての動きについて、先ほど、牛田委員からもありましたが、概要版に向かっていくとすれば、いつ頃とか、タイムスケジュールについて、もし、お示しできるものがあれば、お願いしたいとおもいます。

秋田補佐

今回お示しした全体版につきましては、様々、頂戴したご意見を反映させるなど、見直しをいたしまして、次回の会議を年明けの2月に予定しております。その会議におきましては、概要版という形でこの全体版を基に作成して、お示ししたいと考えております

はい、ありがとうございました。そういう方向性で行くということで、まだちょっと時間がありますので、この会議以外でも、ぜひ、ご意見等いただければなと思います。

他に何かここだけは気になったんだけどな、という点がありましたらどうぞ。

山内委員お願いします。

山内委員

障がい者の場合、民生委員と話し合いをするような話がありましたが、その話し合いが簡単にできるか疑問を持っています。 正直言って、大概、隠す事が多くて、あまり詳しい内容まで調べることができないのではないかと考えているんです。

そのあたり、どのように考えていますか。

会 長

事務局いかがでしょうか。

須藤専門員

こういったマニュアルを持って訪問しても、障がいをお持ちの方が、なかなか、民生委員さんに相談しないのではないかということのご懸念かと思います。確かにベテランの民生委員さんでありますと、周りの方もあの方が民生委員さんだと伝えて、いろいろお話しされることもあると思います。

新しくなった民生委員の方に、周囲でも誰が民生委員が判らない状況の中では、見ず知らずの方に自分の状況をつまびらかにお話しするというのは一般の家庭でも難しいことだと思っております。民生委員の方の中に、障がいをお持ちの方々のことを勉強する専門の部会もございまして、そういうところの民生委員さんにも勉強していただきながら、障がいをお持ちの方々にどのように接してゆくとか、このようなマニュアルができたらどうするか、など、民生委員さんの部会を通じながら私どもと一緒に勉強して進めて行きたいと考えてございます。

前回、新しく民生委員さんになられた方も結構いらっしゃいます。実際、私どもの方に障がいをお持ちの方に、どう接すればいいのか解らない、というご相談もいただいてございます。 私どもの方も民生委員さんにそういうご意見があるのであれば、それを踏まえて私どもの方も民生委員さんにお示ししながら良いものにしていかないといけないと考えてございます。

山内委員

はい、解りました。実は、民生委員さんに質問したんですよ。 「あの方はどのような障がいを持ってますか。内容が把握できない。」という答えだったので、ちょっと心配で、そういう場合 どうするのかなと思って。

須藤専門員

蛇足になるかもしれませんが、今の障がいをお持ちの方の状況をつまびらかにすると、多くの人にお話しするということは、ご家族以外の方に障がいの状況などを細かいお話を伝えるということ自体、民生委員も個人情報保護の観点から、全く赤の他人ではないが話ができない状況にありますので、その辺を勘案しながら民生委員とお話しを詰めていかなければならないと考えております。

会 長

よろしいでしょうか。

山内委員

判りました。

三浦委員

質問なのですけれども。障がい手帳とか保険証など女性だと 使いやすいバッグに入れてお医者さんに行きます。忘れた時の 為、持ち出し用袋にコピーしたものを入れておくのはダメでし ようか。

会 長

これどうですか。

三浦委員

一時しのぎにコピーを使うのは…。

秋田補佐

その方の状況を知る材料としては、コピーでも充分役割を果たせると思いますので、コピーを非常持出袋に入れておくというのはよろしいことかと思います。

会 長

他にどうでしょう。木村委員お願いします。

木村委員

我々、老人クラブでも一部において、避難について話合いを したことがあるんですよ。そしたらですね、今の持出袋につい て、いろんな物を、持ち出すものを一つの持出袋に準備して負 ったけども、本人が高齢者になって、本人が保管しておったの ですが、保管中に自分が病院に入院することになって、持出用 袋に入れておいた保険証その他の物をどこに置いたか判らなく なって、大変困ったということがあった。こういうことを考え ると、保管するものは一つの袋に入れ、はっきりした印をつけ ておいて、保管は家族の方が行うということが必要でないかと つくづく感じました。 自分で一生懸命その気になって保管したけど、最終的には、いざ、避難する前に病気になって、家に帰って探したが保管している場所が判らなくなって、だいぶ手間取ったと、晩に家の人が帰ってきて、よく聞いてみたら、家の人が保管してあったということもあったので、その辺の関係というのも、病院へ行くのが一日二日遅れてもいいのであれば、家族の方が保管袋、持出袋を保管しておくということも必要なのではないか、とつくづく感じました。以上でございます。

会 長

やはり、先ほどから出ていますが、(持出袋等の)携帯方法、 保管方法とか、マニュアルにあった方が良いと感じます。次の 会議の時までに付け加えておいていただければ、と思いました。 他にいかがでしょうか。

山内委員

今、木村さんの方から家族に持たせておけば良い、という話がありましたけれども、高齢者は単独で生きております。それをどうしますかということです。誰かやる人があればいいですが、なかなかないんじゃないかと。先ほどから考えているんですけども、重要な病気などがあれば、首から下げておくような方法もいいんじゃないかと、私、考えてますので。どんなもんでしょうか。

会 長

いろんな方法があると思います。これも事務局の方で考えて いただきたいと思います。

吉本委員

私、民生委員もやっていますので、そのことで、障がいのことの話なんですが、プライバシー、プライバシーと、どこまでがプライバシーか判らないんですが、町会長さんにも、障がい者のことで話しすると、他にも聞こえていくんですよね、そうなると、障がい者の家族の方から、どこで判ったのとか、あれも出てきますので、私は、今までやってきても、自分は障がい者の方がいるということは判るんだけども、辺りにそういうことを伝えたことがないんですよ。プライバシーの問題がありますので。そういう観点からどうなのかなと今のお話を聞いていました。

会 長

これは大きな問題で、ここだけでは解決できないことだと思うんですが、今回のマニュアルの中に何ページなんですかね、

避難行動要支援者の配慮というのがありまして、この間、市役所の方で、7月に広報ひろさきの中でも避難行動要支援者名簿を作成しますよというご案内してました。ここはやはり、民生委員さんと要支援の必要な人が、障がい者の自ら希望することが前提だと思いますが、こういったこともマニュアルに書いてますので、確かに民生委員には個人情報を守らないといけない、ということがありますので、自らこれを希望したい、という方については、そこを、これを配布していただくということでいのかなと。個人情報は守っていかないといけないとは思いますので。そこはそれぞれ、守秘義務を守っていくということでよろしいかと思います。

他にいかがでしょうか。

柳田委員

災害だけは、どういうふうになってくるか、どの程度のもの が来るか、マニュアルで想定するわけにはいかないですよね。 大災害というのは、まさかというやつがきたんですね。あの、 大きい地震の時、かすかにラジオから聞こえてくる、「津波の高 さが10メートル」、「1メートル」の間違いでないかと思って ましたよ。こっちの方ではそういったもんで、このマニュアル の対象にはならないと思いますが。ミサイルが来たとき、避難 所に行けば 安心だ。避難所は体育館で窓ガラスだらけで行けば かえって危ない、家から出ない方がいい。そうすれば、地震の 時は家が壊れて人を襲う凶器になる。一体どうすればいいんだ、 の繰り返しですよね。ですから、ある程度の想定される災害に 対してであれば、このマニュアルは有効でしょうが、それを超 えた、この世の終わりだというような災害の時はどうするかと いう時は、後でニュースなどを聴くと、間一髪のところで、そ れを免れたということを聴くと、たまたまそこにいたリーダー 格の人が、ちょっとした機転で、まさかというようなことをし たために、お蔭で皆助かった。とかですね、そういうこともよ く聞きます。

このマニュアルの範囲のなかで、常に協議するのは、もちろん、大事だし、我々自身もマニュアルに沿った行動をしようと思いますけども、市役所のあたりのリーダー的な存在の人は、更にそれを超えたような災害の場合、ウルトラ C のようなものを出さないといけない時があるのかも知れない。マニュアルー辺倒で、マニュアルさえ守れば、弘前市民は誰も怪我をしない。ということを下手に信じないように、運悪ければ死ぬことだってある。指導している人が一番先に死んだこともある。避難先

の人が全滅したということも聞きますよね。一つ「これさえ守れば大事だ」ではなく、これが一番最後、「自分の命は自分で守る」と書いてますから、そこを勘違いしないように、つくづく感じます。

会 長

ありがとうございます。やはり、マニュアルを過信しないようにというとだったと思います。

他にいかがでしょうか。

会 長

今、出てきた意見、マニュアルに対する意見ですとか、保管の方法、場所、非常袋の項目を書いた紙を用意するかとか、それから、周知方法、マニュアルの周知、誰に対して周知するのか、そういったことも含めて、今出てきた意見をもう一回事務局で整理されて、2月の協議会までまとまったものを出していただいて検討できたらと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次第の次に移りまして、次第の6、その他について事務局の方よろしくお願いします。

秋田補佐

本日の会議については会議録を最終的には市のホームページ に掲載する必要がございます。後日、本日の会議の出席者の皆 様に会議録を確認していただくこととしております。

本日のご意見につきましては、次回の会議等におきまして、 市の考え方として、改めて、ご説明させていただきたいと考え ておりますので、ご協力よろしくお願いいたします

また、当協議会の次回の開催でございますが、平成30年2 月頃を予定しております。事前にご案内を差し上げますので 宜しくお願いいたします。

会 長

今の事務局の説明で、何かご質問ございますか。

以上を持ちまして、本日の会議の次第を終了いたします。ご 協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。

司会

それではこれを持ちまして、平成29年度第1回弘前市社会 福祉問題対策協議会を終了いたします。

本日はお忙しい中ありがとうございました。

	・会議の公開、非公開
	• 傍聴者数)
	1/4 FB: 14 //N/
その他必要事項	